

4・3 イラン制裁措置

4・3・1 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法

1. 平成 27(2015)年度の担保上限金額

EUの対イラン制裁でイラン産原油輸送に対するEU域内の保険者による保険引き受けが禁止されるなか、わが国ではイラン産原油輸送を継続するため平成 24(2012)年に「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」(特措法)を制定、政府が保険者に代わり補償を提供するスキームを実施している。輸送に携わる船社は、政府、荷主、船社等関係者の了解のもと、同スキームを利用するにあたり交付金交付契約を政府と締結している。

政府スキームにおける補償上限額等は、国際的な水準である国際 P&I グループ (IG) の再保険スキームにおける上限額を勘案して政省令で規定されており、政府は、IG 再保険スキームの変動(毎年2月20日に更改)を踏まえ、相当の額を反映した予算案を提出している。平成 27 年(2015)度の補償上限額(以下および【資料 4-3-1】参照)については、同年3月24日に特措法施行令を改正する政令が閣議決定され、同政令は3月27日に公布、4月1日に施行された。

平成 27(2015)年度の補償上限額の構成は次のとおり。

～900 万ドル :Japan P&I 保有

- ① 900 万～8,000 万ドル:グループ保有
- ② 8,000 万～20.8 億ドル:グループ超過額再保険契約
- ③ 20.8 億ドル～約 39.6 億 SDR:グループ加入船全船の責任限度額の 2.5%の総計額

注 1) 納付金額は 1 隻 1,800 万円/年

注 2) 換算レートは 1 米ドル=110 円、1SDR=164 円(当時)